

白山高等学校  
いじめ防止基本方針

平成 26 年 4 月  
(平成 30 年 4 月改定)

神奈川県立白山高等学校

# 神奈川県立白山高等学校いじめ防止基本方針

## いじめの防止等に関する基本的な考え方

### (1) 本校のいじめ防止に関する基本的な姿勢

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

本校では、すべての生徒がいじめを行わないことはもちろん、いじめの問題に関する理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行います。

また、家庭や地域、関係機関との連携を大切にし、生徒が多くの人々と関わり、多くの目で見守られるよう学校を中心としたコミュニティー作りに努めます。

### (2) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、一定の人間関係にある他の生徒が行う（当該生徒と同じ学校に在籍していない場合も含む）心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

### (3) いじめの禁止

教育活動全般を通じて、「いじめは絶対に行ってはならない。」ということを生徒に周知・徹底します。また、いじめを黙認してはならず、いじめを目撃したり、いじめを知った場合には必ず職員に連絡することも指導します。

### (4) 学校及び職員の責務

すべての生徒が安心してあらゆる学校活動に取り組むことができるように、保護者、地域住民他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの未然防止、早期発見、早期解決、再発防止に取り組むとともに、いじめが起こりにくい環境作りに努めます。

## いじめの防止等に関する内容

### (1) いじめの未然防止のための取り組み

- ・いじめはどの学校にも起こりうるという前提に立って、いじめ根絶に向けた学校体制を確立します。全職員がいじめの態様や特質等について実践的な校内研修や職員会議を通して共通理解を図り、組織的に対応します。
- ・常日頃から、あいさつやコミュニケーションを励行し、生徒と教員の良好な人間関係作りを目指します。日常的な教育相談によって正確な生徒理解に努めるとともに、生徒との信頼関係を高めていきます。
- ・ルール、マナーの指導を中心とした人間教育を実践します。あらゆる教育活動の場面において道徳教育の充実を図り、命や人権の尊重、他者への思いやりなど豊かな情操と道徳心を培います。
- ・生徒が自己有用感、自己肯定感を確立できるように、さまざまな活動場所、活動機会の提供を行います。また、生徒が自主的に考え議論し、行動する機会を設けるなど、いじめ防止に資する生徒活動に対する支援を行います。

- ・特に配慮が必要な生徒に係るいじめについては、当該生徒の特性を踏まえ、日常的に適切な支援を行なうとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行います。  
 発達障害を含む障がいのある生徒、海外から帰国した生徒や外国人の生徒、外国につながる生徒、性同一性障害に係る生徒や「性的マイノリティ」とされる生徒、東日本大震災や原子力発電所事故等により避難している生徒を含みます。
- ・交流活動や行事、ボランティア活動等を通して保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を深め、地域で生徒を見守る体制づくりに努めます。

## (2) いじめの早期発見のための取組み

- ・いじめの兆候を見逃さないために、職員全員で常に生徒動向に気を配ります。気になることは決して放置せず、直ちに関係職員に連絡し観察を続けます。生徒情報の共有を徹底し、いじめの早期発見につなげていきます。
- ・けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するかどうかを判断します。  
 いじめられていても、いじめを受けた生徒がいじめを訴えない場合やいじめを否定する場合があるため、注意深く状況を把握するように努めます。
- ・全生徒に対して、いじめの傍観者とならず、いち早く教職員へ報告するなど、いじめを止めさせるための行動を取ることの重要性を理解させるよう努めます。
- ・いじめを早期に発見するため、全生徒に定期的な調査を学期に1回以上実施します。また、必要に応じて臨時的にアンケート調査等を行います。  
 全校生徒対象「生活アンケート」 年3回  
 個人面談を通じた学級担任による生徒からの聴き取り調査 年2回  
 教育相談週間での学級担任による生徒からの聴き取り調査 年1回
- ・生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり、相談体制の整備を行います。  
 スクールカウンセラーの活用  
 いじめ相談窓口（人権相談窓口）の設置  
 外部相談窓口の紹介
- ・いじめの疑いや相談、通報のあった事案は、「いじめ防止会議（組織A）」を通して情報共有に努めます。

## (3) いじめに対する取組み

- ・いじめ、またはその疑いがある行為を見た場合はすぐにいじめをやめさせます。
- ・いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認をします。事実確認にあたっては、周囲の生徒たちの客観的な見解の確認も行い、事実の正確な把握に努めます。
- ・いじめの事実が確認された場合、あるいはいじめの疑いがある場合、または、いじめが解消に至っていない場合には、いじめを受けた生徒をいじめが解消するまで守り通し、安全、安心な学校生活を送ることができるよう、いじめを受けた生徒、保護者に対する支援を継続的に行います。
- ・いじめを行った生徒に対しては、いじめは決して許されない行為であることを理解させ、適切な指導を行います。なお、いじめられた生徒の立場に立っていじめに当たる行為と判断した場合にも、「いじめ」という言葉を使わず指導することもあります。

- ・いじめをはやしたてたり、同調している生徒（いわゆる「観衆」）に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させ、適切な指導を行います。
- ・いじめを見ていた生徒たちにも、いじめを自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つよう指導します。
- ・いじめに係る情報については、適切に記録します。
- ・いじめが解消している状態と判断した場合でも、いじめを受けた生徒及びいじめを行った生徒の状況を日常的な関わりの中できめ細かく把握するとともに、生徒との対話を深めることなどを通じて、いじめの再発を防ぎます。なお、いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があり、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとします。

いじめに係る行為が止んでいること（期間は少なくとも3か月を目安とする）。

いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、県教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処します。

#### （４）インターネット上のいじめへの対応

発信された情報が急速に広がってしまうこと、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて発信される情報の特性をふまえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止します。生徒及び保護者が効果的に対処できるように、情報モラルに関する啓発活動を行います。また、生徒が自らインターネットを通じて行われるいじめを防止する意識を持って、主体的に考え、行動する取組みを進めます。

#### （５）学校評価

学校いじめ防止基本方針に基づく取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、教職員の孤立やいじめの抱え込み防止、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）の実施状況を学校の評価に位置付けるよう努めます。

### 「いじめ防止会議（組織A）」の設置

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ防止会議（組織A）」を設置し、月に1回以上開催します。いじめについて組織的に対応することにより、特定の教職員で問題を抱え込まず、複数の者による状況の判断をします。また、この組織が、いじめを受けた生徒を徹底して守り通し、事案を迅速かつ適切に解決する相談、通報の窓口であると生徒から認識されるようにします。いじめと疑われる相談、通報があった場合には、会議を緊急開催します。

#### （１）「いじめ防止会議（組織A）」の構成

生徒指導グループのメンバー（グループリーダー、生徒指導担当者、教育相談コーディネーター、教育相談担当者、養護教諭、を含む）

検討事項や事案内容に応じて、依頼可能な第三者の参加を柔軟に検討し、校長が任命します。（管理職、学級担任、学年リーダー、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、等）

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーは、自らその一員であることを生徒及びその保護者等に積極的に伝える取組を行うものとします。

## ( 2 ) 活動内容

- いじめ防止等の取組内容の検討（基本方針、年間計画作成、実行、検証、修正）
- いじめ事案の有無の確認
- いじめに関する相談、通報への対応
- いじめの判断と情報収集
- いじめ事案への対応検討、決定といじめを行った生徒への指導
- いじめ事案の記録、報告
- いじめを受けた生徒への支援
- いじめ再発防止に向けた取組内容の検討
- いじめに関する実践的な教職員研修等の実施
- いじめに関する生徒、保護者及び地域に対する情報提供・意識啓発

## 重大事態への対処

いじめにより、生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがある場合は、県教育委員会を通じて知事に報告し、県教育委員会と協議の上、「いじめ重大事態対策チーム（組織 B）」を設置し、迅速に調査に着手します。

### ( 1 ) 「いじめ重大事態対策チーム（組織 B）」の構成

管理職、生徒指導グループリーダー、生徒指導担当者、学級担任、学年リーダー、教育相談コーディネーター、学年教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

事案内容により構成員については県教育委員会と検討し、校長が任命します。

構成員については、専門的知識及び経験を有する者等の第三者の参加を図り、当該調査の公平性、中立性を確保するよう努めます。

### ( 2 ) 活動内容

- 発生した重大事態のいじめ事案に関する調査
- 調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対する適時、適切な方法での情報提供、説明
- 神奈川県教育委員会への調査結果報告
- 調査結果の説明について、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合は、所見をまとめた文書を添えて、調査結果の報告を提出

いじめの重大事態については、国の基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成 29 年 3 月文部科学省）」により適正に対応します。調査結果については、いじめを受けた生徒およびその保護者の意向等を踏まえて、特段の支障がなければ公表を行います。